

JUAVIS
一般社団法人日本産業支援協議会
会員規約

(第1回改訂) 2023年5月21日

JUAVIS・一般社団法人日本産業支援協議会会員規約

(目的)

第1条 一般社団法人日本産業支援協議会会員規約（以下、「本規約」とする）は、一般社団法人日本産業支援協議会（以下、「本協議会」とする）への入退会、会員の権利義務等、本協議会の運営ならびに会員活動の基本的事項を定めるものである。

(名称)

第2条 本協議会は、一般社団法人日本産業支援協議会（略称「JUAVIS」）という。

(入会の手続き)

第3条 本協議会の会員になろうとするものは、本規約及び本協議会の定款、本協議会が定める規則に同意した上で、本規約に定める書式にて入会申込書を作成し、これを理事会に提出しなければならない。

(入会の許可)

第4条 第3条による入会申込を受けた理事会は、入会を希望するものが、本協議会の会員として適当と認めるときは、速やかにその入会を認めなければならない。

(会員及び役職の種類)

第5条 本規約の定める会員は次の3種とする。

(1) 正会員

本協議会の目的に賛同して事業を行う団体・法人

(2) 賛助会員

本協議会を賛助するため入会した個人又は団体・法人

(3) 特別会員

本協議会に功労のあった者又は学識経験者で理事会又は社員総会において推薦された者

(4) 理事の中から専務理事、常務理事等を置く事がある。

(5) 理事会の推薦により、顧問、参与、事務局長等を置く事がある。

(会員資格基準)

第6条 本協議会の会員になろうとする者から前条の申込みがあったとき、理事全員は、以下の何れかの項目に該当する場合には入会を承認しないことがある。

(1) 本協議会の趣旨に賛同していないとき

(2) 過去に本規約違反またはその他規約に違反したことを理由として除名または退会処分を受けたことがあるとき

(3) 前条の入会申込書の記載事項に、虚偽記載、誤記又は記入漏れがあるとき

- (4) 会員になろうとする者の事業又は商品が法令に違反するとき、又は著しく社会規範に反するとき、又、その恐れがあると理事全員で決議したとき
- (5) その他本協議会が不適切と判断したとき
- (6) 会員登録希望者が暴力団等反社会的勢力に所属又は関係していると判明したとき

(会費)

第7条

1. 各会員の入会費及び年会費は次のとおりとする。

- (1) 正会員 入会金：0円 年会費：12,000円(税込)
- (2) 賛助会員 入会金：0円 年会費：6,000円(税込)
- (3) 特別会員 入会金：無料 年会費：無料

※ 賛助会員が正会員に変更する場合は、変更申込書と変更手数料10,000円(税込)を支払う事で可能とする。

- 2. 第4条により理事全員からの入会を承認され、入会申込書が届き次第、速やかに入会した年度の会費を納入しなければならない。
- 3. 会員は、会費を納入せず、督促後なお会費を6ヶ月以上納入しないときは会員資格を喪失するものとする。この場合において、滞納した年会費の納入義務は免れない。
- 4. 年会費は、各会員種別ごとの会費を入会月に銀行振込みにて支払う。(振込手数料は会員負担とする。)また、一旦納付された年会費は、退会・除名があった場合でも返還しないものとする。

(会員の権利)

第8条 会員は次の権利を有する。

- (1) 本協議会が主催するセミナー、イベント、研究会、研修会などへの会員割引価格又は無償での参加
- (2) 本協議会の定款に定める目的に対しての開発等を行う場合、理事全員の承認を受けた開発費を受けることができる。
- (3) 本協議会の趣旨に沿う内容で理事全員の承認を得ることを前提として、各会員が主催するセミナー、イベント、新サービスの告知、アンケート調査等について本協議会の情報配信と合わせて行う本協議会の会員などへの告知
- (4) 本協議会の趣旨に沿う内容で理事全員の承認を得ることを前提として、本協議会内で委員会、研究会又はワーキンググループなどを組織して行われる、個人活動の企画・実施
- (5) 正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。
- (6) その他、理事全員の承認により認められる各種権利

(会員の義務)

第9条 会員は次の義務を負う。

- (1) 本協議会の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う場合がある（正会員のみ）。
- (2) 本協議会の定款並びにその他規則及び議決に従う。
- (3) 会員拡大に努める。
- (4) 本協議会の会員同士又は会員と本協議会が実施する事業を通じて知り合った者と事業を行う場合は、当該会員はただちにその報告を事務局に行うこと。
- (5) 会員の登録事項に変更が生じたときは、遅滞なく所定の書類をもって本協議会に届出すること。会員が変更の届出を行わなかったことにより不利益を被った場合でも、本協議会は、その責任を負わないものとする。

(会員期間)

第10条

1. 本規約に基づく会員契約期間は、入会日から本協議会の事業年度末日（4月末日）までとする。
2. 期間満了日の1ヶ月前までに、本協議会又は会員から相手方に対し、書面による特段の意思表示が無い場合には、以降も同一期間、同一条件の下自動的に契約を更新するものとし、以後も同様とする。

(成功報酬)

第11条 各種事業等の実施に係る成功報酬は別途、覚書を交わし取り決めをする事とする。

(退会)

第12条 会員が本協議会を退会しようとするときは、別途定める退会届を理事会に提出しなければならない。また、会員は次の何れかの一つに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 法人又は団体が解散、倒産、破産それに準ずる状況となったとき
- (2) 個人が死亡し又は失踪宣告を受けたとき

(除名)

第13条 会員が次の何れかに該当するときは、本協議会は退会通知書を以って一方的に除名することができる。また、何れかに準ずると理事の半数以上が判断した場合も同様とする。

- (1) 本協議会の定款又は規則、本規約に違反し、度重なる催促を受けても改善しないとき
- (2) 本協議会の名誉を毀損し又は本協議会の目的に反する行為をしたとき
- (3) 本協議会に関する活動が契約期間内に認められないとき
- (4) その他本協議会が不適切と認めたとき

(会員の資格喪失に伴う権利及び義務)

第14条 会員が第11条又は前条の規定によりその資格を喪失したときは、本協議会に対する権利を失う。ただし、未履行の義務及び規則に定めがある場合は、継続して義務を負う。

(会員名簿)

第15条 本協議会は、会員の名称又は氏名及び電子メール等を記載した会員名簿を作成する。

(事務所)

第16条 本協議会は主たる事務所を福島県郡山市に置く。また本協議会は、理事全員の承認を得て、必要な地に支部、支所などを置くことができる。

(会員規約の追加・変更)

第17条

1. 本規約に定めのない事項で必要と判断されるものについては、理事全員の決議により定める。
2. 本協議会は、理事全員の決議により、本規約の全部又は一部を変更することができる。
3. 本協議会の理事全員の議決により変更された本規約は、本協議会のWEBサイト上に掲載された時点で効力を発するものとし、以後会員は、当該変更された本規約に拘束される。

(情報公開)

第18条

1. 本協議会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況などを求めに応じ公開するものとし、会員は別途定める情報公開請求書を理事会に提出してこれを請求する。
2. その他、情報公開に関する必要な事項等は、理事全員の議決により別途定める規則による。

(機密情報の保護)

第19条

1. 本協議会は、業務上知り得た機密情報の保護に万全を期すものとする。
2. その他、機密情報の保護に関する必要な事項は、理事全員の議決により、別途定める機密情報保護方針及び関係する規定による。

(個人情報の保護)

第20条

1. 本協議会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。
2. その他、個人情報の保護に関する必要な事項は、理事全員の議決により別途定める個人情報保護方針及び関係する規定によるものとする。

(反社会的勢力に関する表明保証等)

第21条

1. 会員登録希望者は、本協議会への登録時および登録後において、自らが暴力団または暴力団関係企業・団体その他反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力」といいます。）ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないこと、並びに自らの事業組織体

の役員、従業員、及び関係者等が反社会的勢力の構成員、又はその関係者ではないことを表明し、保証するものとする。

2. 会員が次の各号の何れかに該当することが合理的に認められた場合、本協議会はなんら催告することなく会員資格の停止又は取消（以下、「当該処分」といいます。）をすることができるものとする。
 - (1) 反社会的勢力に属していること
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していること
 - (3) 反社会的勢力を利用していること
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供、又は便宜を供与するなどの関与をしていること
 - (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること
 - (6) 自ら又は第三者を利用して、本協議会又はその関係者に対し、詐術、暴力的行為、又は脅迫的言辞を用いたこと
3. 前項各号の何れかに該当した会員は、本協議会が当該処分により被った損害を賠償する責任を負うものとし、自らに生じた損害の賠償を本協議会に求めることはできないものとする。

（免責および損害賠償）

第22条

1. 会員は、本協議会に係る機密情報及び個人情報を除き、本協議会の活動に関連して取得した資料、情報等について、自らの判断によりその利用の採否・方法等を決定するものとし、これらに起因して会員又は第三者が損害を被った場合であっても、本協議会は一切責任を負わないものとする。万が一、本協議会が会員に対して損害賠償責任を負う場合であっても、その原因の如何に関わらず、本協議会は、間接損害・特別損害・免失利益並びに第三者からの請求及び軽過失に基づく損害について、予見の有無に関わらず、責任を負わないものとする。
2. 会員が退会・除名等により会員資格を喪失した後も、本条の規定は継続して当該会員に対して効力を有するものとする。

（法令の準拠）

第23条 本協議会の全ての会員は、各種法律、政令、省令等の法令の定めに従うと共に、本協議会が別途定めた場合はその倫理規定類に従うものとする。

（合意管轄）

第24条 会員と本協議会の紛争については、福島地方裁判所郡山支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上、本協議会の全ての会員に本規約を適用するものとし、全ての会員は本規約に同意し遵守するものとする。